

## 南摩・八ツ場・湯西川ダム訴訟第2回05/4/14(木)

10時開廷

裁判長：原告ら提出の準備書面1、被告提出の第1準備書面各陳述。

甲第1号証(住民監査請求に対する却下決定通知)原本の取調べ  
今後の進行について意見は？

原告弁：準備書面1で求めている釈明は、請求の趣旨を変更すべきかどうかに係わること  
なので、是非、回答をして欲しい。

被告弁：原告が求めているすべてについて回答できるかはわからないが、検討の上回答し  
たい。

原告弁：それと被告には、裁判所に本件ダム計画の概要を理解してもらうためにも、各ダ  
ム計画の基礎となる書類を提出して欲しい。これらはすべて被告が原本をもって  
おり、こちらが持っているのは、情報公開で入手した写しに過ぎない。第1回口  
頭弁論で進行に協力すると言っているのだから、是非お願いしたい。

被告弁：争うものについて争う理由を述べた。資料を出さないことはない。但し、情報公  
開で入手した資料で争っているのだから、原告が先ず出すのがスジだ。認否はす  
る。但し、個別に指摘されれば出す。

裁判長：双方から出せるものは任意に出してもらおう。

被告弁：公金支出の具体的内容は出すつもり。原告は違法性についての法文上の根拠を明  
らかにして欲しい。

裁判長：では次回期日を決めたい。被告は釈明事項について5月20日までに回答して、  
それを前提に原告に検討いただくことにして、次回は6月16日(木)10時と  
する。

11時から弁護士会館で説明会(大木弁護士・須藤弁護士)

大木： 法廷でのやりとりについて

第1回口頭弁論では原告らの意見陳述をしたが、通常の民事裁判のやりとりは、  
今日のような感じで行なう。口頭で意見を述べる代わりに書面を出し合い、それ  
を「陳述する。」として、書面内容を述べた扱いにする。読んでいたら時間ばかり  
かかってしまい、何件も処理できないのでこういう扱いとなっている。

双方の主張内容について

被告側の答弁書は簡単なものだった。

原告は「ダム使用権を返上すべき(要らないと言うべき)」と主張しているのに  
対し、被告は、「水資源機構法には規定がなく、ダム使用権という概念自体が存在  
しない」、「物権であることは認めるが、地方自治法で言う財産ではなく、物品、  
債権、基金のいずれにも該当しない」として争っている。

原告は、被告からの指摘を受けて、「ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行  
使を怠る事実の違法確認」から「ダム事業からの撤退を怠る事実の違法確認」と  
変更する予定でいたが、今回の第1準備書面で被告が先回りして、仮にそうだと  
しても、それは栃木県が行なう水資源行政上の行為(判断)であって、住民訴訟  
の対象である財務会計行為ではないと主張しているの、原告が変更を考えてい  
ることが、財務会計上のものであることを主張するために、思川開発事業の「配  
分量と県の負担額が対価関係」にあるのではないかと等について、県に回答を求  
めた。この点について県は5月20日までに回答をするというので、これを待つ  
て原告では、請求の趣旨の内容をどう変更するか決めることにしている。

その他の主張内容について

八ツ場ダムは特ダム法に基づくものなので、「ダム使用权」があるが、栃木県の場合は、八ツ場ダムに関しては治水分のみの負担である。これに関しては200年確率の洪水で足利市1部が浸水した場合の氾濫想定図があり、このため11億の負担になったようだ。

南摩ダムに関しては、水余りの時代に・・・と主張している。

湯西川に関しては、治水は最終的に五十里ダムで調整することになっている。

今後は「ムダ」かどうか、「ムダな理由は何か」を争っていきたい。

あくまでも「ダムに対する公金支出が違法かどうか」を争う。「ダム阻止」ではない。

証拠について

書証の原本は被告側にあるので、「被告から裁判所に出して欲しいと要望している。情報量は圧倒的に被告側に多くある。通常は訴えた原告側から出すのがスジではあるが、たぶん被告側で出すと思う。

今後の運動等について

ある程度裁判が進んだら、(情報が出そろったら)報告会も。また、現地見学会もやってはどうか。

民主党では佐藤謙一郎氏が中心にやっている(小林守元衆議院議員)。FAXニュースは議員会館に送る方がよい。

5月23日に弁護団会議がある予定なので、その後原告団会議を開く。

傍聴予定の者は、裁判の2日くらい前までに葛谷宛てに連絡をすること。